

第3部 海上災害対策計画

船舶の衝突，乗揚，転覆，火災，爆発，浸水，機関故障等の海難の発生による多数の遭難者，行方不明者，死傷者等の発生又は船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染，火災，爆発等の発生といった海上災害に対する対策については，本計画によるものとする。

主な実施機関

市町村，
県(危機管理局，秘書課，管財課，廃棄物対策課，環境管理課，
保健福祉政策課，医療政策課，健康増進課，薬務課，水産課，
農地整備課，交通政策課，道路保全課，河川課，港湾課，病院局)，警察本部，
四国管区警察局，四国厚生支局，四国地方整備局，四国運輸局徳島運輸支局，
徳島地方気象台，小松島海上保安部，西日本電信電話株式会社，
(株)エヌ・ティ・ティドコモ四国徳島支店，日本赤十字社徳島県支部，
日本放送協会徳島放送局，西日本高速道路(株)，本州四国連絡高速道路(株)，
四国旅客鉄道(株)，日本通運(株)，四国放送(株)，(社)徳島新聞社，
(株)エフエム徳島，徳島県医師会，阿佐海岸鉄道(株)，自衛隊

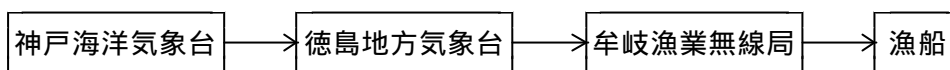
第1章 災害予防

第1節 海上交通の安全のための情報の充実

第1 気象に関する情報等の伝達

気象に関する注意報・警報，情報，津波予報及び地震津波情報の伝達については，第2部第2章第4節「情報通信計画」によるものとする。

海上予報・海上警報の伝達系統は次のとおりとする。



第2 船舶の航行に関する情報等

小松島海上保安部は，海図，水路書誌等水路図誌等に係る情報の収集に努めるものとする。
また，水路情報，航行警報，気象通報等船舶交通の安全に必要な情報の収集，提供を行う。

第2節 船舶の安全な運航の確保

小松島海上保安部は，港内，狭水道等船舶の輻輳する海域における海上交通情報の提供等の体制の整備に努める。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡関係

1 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制については，第2部第2章第4節「情報通信計画」及び第5節「災害情報の収集・報告計画」によるものとする。

防災機関は，情報交換を行う連絡体制の整備に努めるとともに，小松島海上保安部は，航行船舶等からの情報など多様な災害関連情報等の収集を行う。

2 情報の分析整理

小松島海上保安部，県及び市町村は，必要に応じ専門家の意見を活用するなど，収集した情報

を的確に分析整理するものとする。

3 通信手段の確保

防災機関は、第2部第1章第15節「防災施設等整備計画」及び第2部第2章第4節「情報通信計画」に基づき、災害時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第2 災害応急体制の整備関係

1 職員の体制

防災機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

2 防災機関相互の連携体制

海上災害時における防災機関の連携については、第2部第2章第3節「防災関係機関応援計画」によるものとする。

第3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動関係

1 搜索、救助・救急活動関係

小松島海上保安部は、搜索、救助・救急活動の体制を確立するとともに、関係資機材の整備に努めるものとする。

市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

県は、消防防災ヘリコプターを用いて行う救急・救助活動に必要な資機材の整備に努めるものとする。

警察本部は、搜索活動を実施するための、船舶、航空機等の整備に努めるものとする。

2 医療活動関係

県及び市町村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の備蓄に努めるものとする。

小松島海上保安部、県及び市町村は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

3 消火活動関係

小松島海上保安部及び消防機関は、平常時から連携を図り、消防体制の整備に努めるものとする。

市町村は、海水、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。

第4 緊急輸送活動関係

警察本部，県及び市町村は，信号機，情報板等の道路交通関連施設について，災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

警察本部は，発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

第5 危険物等の大量流出時における防除活動関係

- 1 小松島海上保安部，県及び市町村等は，危険物等が大量流出した場合に備えて，防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるものとする。

また，危険物等が大量流出した場合に備えて，オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。

小松島海上保安部，県及び市町村等は，必要となる防除資機材の関係機関ごとの保有状況を把握し，災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

船舶所有者等は，油が大量流出した場合に備えて，必要な資機材を船舶内等に備え付けるものとする。

石油事業者団体は，油が大量流出した場合に備えて，油防除資機材の整備を図るものとする。

2 流出油災害への対応

- (1) 徳島県沿岸海域において大量の油が流出した場合の防除活動に必要な事項を協議し，かつ，その実施を推進することを目的に次の業務を行う「徳島県排出油防除協議会」(以下「協議会」という。)を設立している。

流出油の防除計画の策定

流出油防除に必要な設備及び資機材の整備の促進

流出油防除に関する研修及び訓練

流出油防除活動

その他流出油防除に必要な事項

- (2) 出動要請

会長(小松島海上保安部長)は，徳島県沿岸海域において大量の油が流出した場合及び隣接協議会が流出油防除活動を行っている場合，直ちに定められた連絡系統により会員へ通報する。

会長は，協議会による流出油防除活動を必要と認めた場合，副会長(徳島県危機管理局长)及び地区協議会会長と協議の上，会員の全部又は一部に出動を要請する。ただし，緊急の

場合は，副会長も出勤を要請できる。

(3) 協議会員は，各地区の徳島県排出油防除協議会流出油防除計画に基づき流出油防除活動を行うものとする。

徳島県排出油防除協議会会則

徳島県排出油防除協議会運営要領

徳島県排出油防除協議会地区協議会細則

徳島県排出油防除協議会各地区排出油防除計画

を別冊資料編に添付

第6 関係者等への的確な情報伝達活動関係

小松島海上保安部，県及び市町村は，発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

県及び市町村等は，家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

第7 防災機関等の防災訓練の実施

小松島海上保安部，消防機関及び警察機関は，大規模海難や危険物等の大量流出を想定し，関係機関等と相互に連携を図り，より実践的な訓練を実施するものとする。また，訓練を行うに当たっては，海上事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するとともに，訓練後には評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

石油事業者団体は，油流出事故に対応するため，積極的に油防除訓練を行うものとする。

第8 災害復旧への備え

港湾管理者等は，円滑な災害復旧を図るため，あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに，資料の被災を回避するため，複製を別途保存するよう努めるものとする。

第4節 海上防災思想の普及

小松島海上保安部は、海事関係者に対する海難防止、海上災害防止に係る講習会等の開催、訪船指導等により海上災害防止思想の普及、高揚に努める。

第5節 海上交通環境の整備

港湾管理者等は、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努める。

徳島航路標識事務所は航路標識の整備を行うものとする。

第6節 防災知識の普及等

小松島海上保安部及び港湾管理者等は、港湾の状況、防災のために使用する船舶、資機材、輸送施設等に関する資料等の収集、整理に努めるものとする。

小松島海上保安部、県及び市町村等は、職員の専門的な知識の習得や防災意識の高揚のため、研修等に努めるものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

災害情報の収集・連絡及び通信の確保については，第2部第2章第4節「情報通信計画」及び第5節「災害情報の収集・報告計画」によるほか，次のとおりとする。

第1 災害情報の収集・連絡

1 海上事故情報等の連絡

大規模な海上事故が発生した場合又は発生する恐れがある場合，関係事業者等は速やかに小松島海上保安部へ連絡するものとする。

小松島海上保安部は，関係機関等に事故情報の連絡を行う。

県は，小松島海上保安部から受けた情報を関係市町村，防災機関等へ連絡する。

2 大規模な海上事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

関係事業者等は被害状況を小松島海上保安部へ連絡するものとする。

市町村は，人的被害の状況等の情報を収集するとともに，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

県は，市町村等から情報を収集するとともに，自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し，これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。また，警察本部は，被害に関する情報を把握し，これを警察庁に連絡する。

3 一般被害情報等の収集・連絡

関係事業者等は，被害状況を小松島海上保安部に連絡する。

県は，被害の情報を収集し，これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡するものとする。

4 応急対策活動情報の連絡

関係事業者等は，小松島海上保安部に応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を連絡する。

市町村は，県に応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を連絡し，応援の必要性等を連絡する。また，県は，自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

防災機関は，応急対策活動情報に関し，必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 流出油災害発生時の情報収集・連絡

流出油災害が発生し，又は発生する恐れがある場合の情報収集・連絡は，「徳島県排出油防除

協議会情報伝達図」によるものとする。

徳島県排出油防除協議会情報伝達図 を別冊資料編に添付

第2節 活動体制の確立

海上災害が発生した場合の各防災機関の活動体制は、第2部第2章第1節「活動態勢計画」及び第2節「県の配備体制及び職員の配置計画」によるほか、次のとおりとする。

第1 関係事業者等の活動体制

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

第2 小松島海上保安部、県及び市町村の活動体制

小松島海上保安部、県及び市町村は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

第3 広域的な応援体制

海上災害時における広域的な応援体制については、第2部第1章第15節「広域応援計画」によるほか次のとおりとする。

県及び市町村等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。また、大規模な海上事故の発生を覚知した時は、発災地以外の市町村は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

徳島県排出油防除協議会は、流出油災害発生時に、被害の規模等に応じて、隣接県に設置された排出油防除協議会との応援体制を整えるものとする。

第4 自衛隊の災害派遣

自衛隊に対する災害派遣要請は、第2部第2章第8節「自衛隊災害派遣要請計画」によるほか次により実施するものとする。

第五管区海上保安本部長等法令で定める者は、海上事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに自衛隊の派遣要請を行うものとする。

第3節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

第1 搜索、救助・救急活動

海上災害時における搜索、救助・救急活動については、第2部第2章第12節「救助計画」及び第

13節「消防防災ヘリコプターの活用計画」によるほか、次のとおりとする。

- 1 小松島海上保安部，消防機関，警察本部は，多様な手段を活用し，相互に連携して捜索を実施するものとする。
- 2 事故の発生した関係事業者は，救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努めるとともに，救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。
- 3 小松島海上保安部は，被災者の救助・救急活動を行うものとし，必要に応じて民間団体等と連携するものとする。

また，要請に基づき，船艇により，医療機関関係者等の緊急輸送を行うものとする。

- 4 警察本部は，海上災害が発生して多数の遭難者，行方不明者，死傷者等が生じた場合には，警察用航空機，警察用船舶等を活用し，迅速な捜索活動及び救出・救助活動を実施するものとする。

第2 医療救護活動

海上災害発生時における医療救護活動については，第2部第2章第14節「医療及び助産計画」により実施するものとする。

第3 消火活動

- 1 関係事業者は，速やかに火災の発生状況を把握するとともに，迅速に消火活動を行うものとする。
- 2 小松島海上保安部又は消防機関は，船舶の火災を知った場合は，速やかに火災発生状況を把握し，迅速に消火活動を行うとともに，相互に直ちにその旨を通報し，連携を図るものとする。
- 3 消防機関は，速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに，迅速に消火活動を行うものとする。
- 4 発災現場以外の市町村は，発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき，消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

海上災害時における緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については，第2部第2章第32節「緊急輸送計画」及び第33節「交通応急対策計画」によるほか，次のとおりとする。

第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については，被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，交通規制，応急復旧，輸送活動を行うものとする。

第2 交通の確保

小松島海上保安部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通を制御し又は禁止するものとする。また、傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送について、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。

警察本部は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなど交通規制を行うものとする。また、交通規制にあたっては、警察機関、道路管理者は相互に密接な連絡をとるものとする。

第5節 危険物等の大量流出に対する応急対策

小松島海上保安部、県及び市町村等の関係防災機関は、危険物等の流出事故が発生した場合、海上での対策、海岸への漂着の防止、危険物等の回収処理等に関し、連携を密にし、必要な応急対策を実施するものとする。

第1 事故の原因者等による防除措置

海上事故により大量の原油等の油が排出された場合、事故の原因者等は、防除措置を講じるものとする。

第2 小松島海上保安部の措置

小松島海上保安部は、海上事故により危険物等が海上に流出した場合、応急的な防除活動を行い、航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに、排出の原因者等が必要な措置を講じていない場合は、措置を講じるよう命ずるものとする。

また、原因者側の対応が不十分な時は、自ら防除を行う等被害を最小限に食い止めるための措置を講ずるものとする。

緊急に油の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、排出の原因者等がその措置を講じていないと認められるとき、又は排出の原因者等に措置を講じるよう命ずるいとまがないと認められるときは、海上災害防止センターに対し油の防除のための必要な措置を講ずることを指示するものとする。

第3 海上災害防止センター

海上災害防止センターは、海上保安庁長官の指示又は、事故の原因者等の委託により、油防除措置を行うものとする。

第4 消防機関，警察本部

消防機関，警察本部は，海上事故により危険物等が大量流出した場合，直ちに防除活動等を行うとともに，避難誘導活動を行うものとする。

第5 関係行政機関の長等に対する防除措置の要請

第五管区海上保安本部等は，排出の原因者等が必要な措置を講じていない場合又は，原因者等が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認めるときは，必要に応じ，四国地方整備局，県及び市町村等に対し，危険物等の除去等の必要な措置を講ずることを要請するものとする。

第6 国土交通省

国土交通省は，油流出事故が発生し管区海上保安部からの要請を受けて，油回収船を出動させ，防除活動を行うものとする。

第7 危険物等の海岸等への漂着への対処

関係防災機関は，徳島県流出油災害対策協議会等において協議の上，危険物等の防除，環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達活動については，第2部第2章第6節「災害広報計画」によるもののほか，次のとおりとする。

第1 海上災害情報の伝達

小松島海上保安部は，危険物等流出現場周辺海域における船舶の航行制限，禁止等の危険防止措置や海上災害についての情報を関係者に周知，指導するものとする。

第2 被災者の家族等への情報伝達活動

防災機関は，被災者の家族等のニーズを十分把握し，海上災害の状況，二次災害の危険性に関する情報，安否情報，医療機関などの情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

防災機関は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に連絡をとりあうものとする。

第3 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は，災害発生地住民等に対し，海上災害の状況，安否情報，道路施設等の復旧状況，

ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

第4 関係者等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第7節 二次災害の防止活動

小松島海上保安部は、海上災害により船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行うものとする。また、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。

第3章 災害復旧

港湾管理者等は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。また、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

小松島海上保安部は、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、また勧告するものとする。

港湾管理者等は、復旧に当たり、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずるものとする。